# 分離地域にある譲渡国の財産の取扱い先例

| 財産の種類 | イタリア条約 | ヴェルサイユ条約 | サン・ジェルマン条約 |
|---|---|---|---|
| 国有公有財産 | 継承国又はトリエスト自由地域に無償譲渡する。（地方信託、公有施設、公有の会社及び組合等の財産を含む。）（第十四附属書一）（割譲地）（トリエスト） | 譲受国は同地域に在るトイツ国及びトイツ各邦の財産を取得する。賠償委員会が財産の価格を決定しトイツ政府の貸方勘定に入れる。（第二五六条第一項）但し次の割譲地域については無償譲渡とされた。（イ）アルサス・ローレメ（第二五六条第二項及び第五六条）（ロ）ベルギー国への割譲地（第二五六条第二項）（ハ）要任統治地（第二五六条第二二条） | 第二四八条でヴェルサイユ条約と同様趣旨を規定している。 |
| 私有財産自然人財産 | （イ）条約実施の日に永住するイタリア人財産は処分されない。（ロ）右以外のイタリア人財産は一般外国人並み。（第十四附属書九） | 任意合国財産と同様清算される。（第二九七条（四）） | 第二四八条でヴェルサイユ条約と同様趣旨を規定している。 |
| 私法人財産 | イタリア国法人の財産は一般外国法人並み。（第十四附属書九） | ドイツ人の管理する会社の財産を清算される。 | 第二四九条でヴェルサイユ条約と同じ趣旨を規定している。 |
| 「イ」及び「ヴ」両条約の比較 | | | （1）「イ」条約の場合、在割譲地公有財産の無償継承は領土割譲に附随した当然の観念から来ており「ヴ」条約の場合のような賠償の観念とは別のカテゴリーである。（2）「イ」と「ヴ」を比較すると後者の方が財産の範囲かせまい。（3）右は「イ」条約においては在割譲地私有財産尊重の立場をとつたので私有財産の範囲を厳格に制限したものと考えられる。 |
| | | （1）アルサス・ローレメに付ては国籍選択権を厳重に制限し、フランスはトイツ人財産を清算する権利を有した。（第五三条、第七四条）（2）トイツ旧植民地の継承国は同地域にあるトイツ人財産を清算する権利を有した。（第二九七条ロ）以上のような規定があるので「イ」条約に比して苛酷である。 | 「ヴ」条約では分離地所在法人の帰属の決定は会社の国籍も会社の住所つ本店所在地も基準とされないで管理主義かとられている。 |
| | | | 「イ」条約の場合「本店」をイタリアに移転しなかつた会社は当然継承国の国籍をとるものと解釈せられる。 |